

第3期 川崎市DV防止・被害者支援基本計画 (概要版)

計画期間：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

川崎市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」といいます。）に基づき、平成22(2010)年3月に「川崎市DV被害者支援基本計画」を、平成27(2015)年3月に、「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、DV被害者とその同伴児等の安全に配慮した総合的な市のDV対策を推進してきました。

この度、これまでの取組を踏まえながら、被害の複雑化と被害状況の多様化などの様々な課題に対応するため、被害者支援の充実及び被害を未然に防ぐための取組の強化を図ることとし、「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、被害者支援体制及び被害者支援を担う関係者の人材育成を充実し、関係機関や民間団体との一層の連携・協力のもと、被害者の相談から自立まで切れ目のない支援を行っていくとともに、若い世代に対する予防啓発を強化するなど、誰もがDVに怯えることなく、安心して暮らしていけるよう施策を推進してまいります。

本計画において、「DV」は「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用しています。

また、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者」を「配偶者等」と記載しています。



川崎市

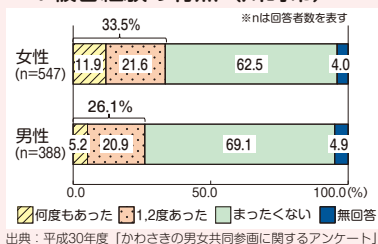
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

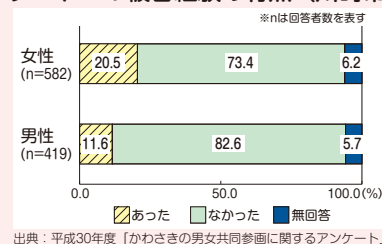


川崎市における DV 被害・相談の現状

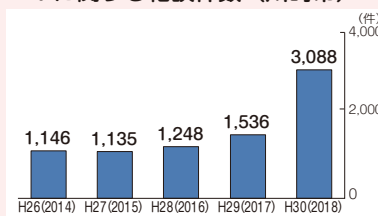
DV被害経験の有無（川崎市）



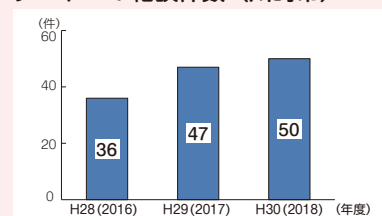
デートDV被害経験の有無（川崎市）



DVに関する相談件数（川崎市）



デートDV相談件数（川崎市）



配偶者・パートナーから「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的強要」、「経済的圧迫」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性で33.5%、男性では26.1%となっています。また、交際相手（事実婚は含まない。）から「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的強要」、「経済的圧迫」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性で20.5%、男性では11.6%となっています。

平成28年度にDV相談支援センター設置以降、相談件数は増加傾向にあり、平成30(2018)年度の相談件数は3,088件となっています。また、交際相手からの暴力相談件数についても、この3年間において、増加傾向にあります。

注) 平成30年度より相談件数の把握方法を内閣府に合わせたこと等を受け、平成30年度相談件数は前年度に比べ、大幅に増加している。

計画推進の視点 4つの視点のもとに計画の推進に取り組みます。

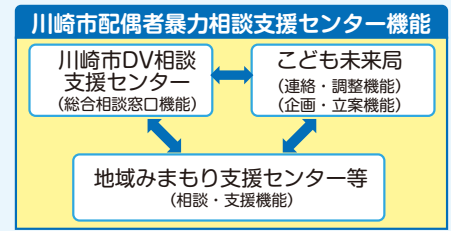
- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) 子どもの目の前でされるDVは、児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。
- (3) 被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援をします。
- (4) 関係機関及び民間団体との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

計画の体系 「4つの基本目標」のもと、「12の施策目標」を位置付け、施策目標ごとに推進する施策を設けています。

基本目標	施策目標	施策	
I DV被害者の安全確保と支援体制の充実	1 被害者支援体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	
	2 早期発見に向けた連携	2 医療機関、警察、民生委員児童委員・主任児童委員、教育機関等における被害の早期発見の促進	
	3 相談体制の充実	3 相談支援の機能の充実 4 相談窓口の周知 5 相談窓口における秘密の保持と安全の確保	
	4 一時保護支援と被害者の安全確保	6 一時保護支援の充実 7 一時保護施設等との連携 8 安全の確保の徹底	
	5 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティの人々への支援	9 多様な状況に応じた支援 10 外国人への支援 11 障害者、高齢者、性的マイノリティの人々への支援	
	6 被害者支援を担う関係者の人材育成の充実	12 職務関係者に対する研修等の強化	
II DV被害者の自立支援の促進	7 被害者の自立支援	13 自立支援の促進 14 住居の確保に向けた支援 15 就労の支援 16 経済的な支援 17 各種制度の活用への支援 18 自立のための心のケア 19 地域における支援	
	8 子どもの健やかな成長への支援	20 子どもの心のケア 21 就学支援と安全の確保	
	III DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力	9 関係機関・民間団体相互の連携	22 関係機関の支援ネットワークによる連携の推進
		10 民間団体との連携・協力の促進	23 県内一時保護施設との連携 24 市内一時保護施設への支援 25 民間団体の活動への支援
		IV DVを許さない社会づくりの推進	11 DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実
12 DV防止に向けた調査研究等	30 DVに関する調査研究等		

基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実

DV被害の複雑化や、被害者の状況・ニーズの多様化が顕在化する中、被害者が安心して身近な窓口相談でき、緊急の場合には被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、自立に向け必要な支援を受けることができる体制の充実に向け、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を行います。また、被害者支援を担う職務関係者が、共通の認識・理解のもと、質の高い被害者支援等に取り組むため、研修の強化を図り、職務関係者の資質向上に努めます。



基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進

被害者が一時保護から自立していく過程には、自身の精神的回復、就労や住まいの確保といった生活基盤の確立、子どもの心のケアや就学など、様々な解決すべき課題があり、一人ひとりの状況に応じた支援が必要になります。被害者が個々の課題を解決しながら、地域の中で安心した生活を送ることができるよう、自立支援に係る施策を所管する機関が相互に連携して支援します。

また、暴力のある環境にいた子どもへの支援も重要です。暴力を目撃したことによって、子どもに深刻な影響を与えることが専門家から指摘されており、子どもの心のケアや就学支援等を関係機関と連携して行います。

基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力

DV被害者支援に当たっては、相談や一時保護、自立支援など、各段階において関係機関と民間団体が相互に連携して推進することが重要です。国、県及び市の関係機関や民間団体と連携して、DV被害者支援やDV防止に向けた施策の推進に取り組みます。特に、神奈川県内では、DV防止法制定前から、DV被害者の支援に先行して取り組んできた民間団体の活動が活発なことから、こうした民間団体と連携・協力を図ります。

川崎市DV被害者支援対策推進会議

DVの防止及び被害者支援のために、民間団体や神奈川県及び市の関係部署等で構成する「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を設置し、関係機関の円滑な連携と施策の総合的な推進を図っています。

基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進

DVは、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。市民や職員に対し、様々な機会を捉えてDV防止への幅広い理解を促進します。若い世代に対しては、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から人権教育やデートDV予防啓発を実施し、被害者及び加害者を生み出さないための予防対策を推進します。また、DV防止及び被害者支援に係る施策の充実に向け、調査研究を推進します。

若い世代に向けたデートDV防止対策

DV防止に向けてはデートDVも深刻な問題であるという認識が重要ですが、市民のデートDVの認知度は4割程度に留まっています。若い世代に対してワークショップの実施を推進し、デートDV防止対策の強化を図ります。

数値目標

第3期基本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。目標達成に向け、相談窓口の周知や予防啓発の取組の一層の推進を行います。

項目	計画策定時 【平成26(2014)年度】	現状値 【平成30(2018)年度】	目標値 【令和5(2023)年度】
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合			
①「平手で打つ」(身体的暴力)	①72.8%	①78.6%	①87.0%
②「殴るふりをしておどす」(精神的暴力)	②62.3%	②68.5%	②78.0%
③「必要な生活費を渡さない」(経済的暴力)	③72.9%	③78.9%	③88.0%
④「性的な行為を強要する」(性的暴力)	④81.9%	④88.4%	④98.0%
⑤「交友関係や電話を細かく監視する」(社会的暴力)	⑤56.5%	⑤57.9%	⑤62.0%
「デートDV」という言葉とその内容の認知度	39.6%	39.8%	45.0%
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	33.4%	34.0%	40.0%
DV被害にあった際に、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	57.4%	52.9%	45.0%

※計画策定時及び現状値の数値は、平成26(2014)年度及び平成30(2018)年度実施「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」結果から把握

DVについて

DVは外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があります。また、交際相手からのDVを「デートDV」と言います。

さまざまな形態の暴力

身体的暴力：殴る、蹴る、平手で打つ、首を絞める など
精神的暴力：暴言を吐く、脅かす、無視する、家から閉め出す など
経済的暴力：生活費を渡さない、借金を重ねる など
性的暴力：性行為を強要する、避妊に協力しない など
社会的暴力：外出や親族・友人との付き合いを制限する、監視する など

身体的暴力のように比較的
外から見えやすい暴力のほ
かに、外から見えにくい精
神的暴力などが重複し、被
害が重篤になっていくこと
があります。

相談窓口について

配偶者やパートナーといるとこわい、
いつもビクビク顔をうかがってしまう、と感じたら、
それは、DVかもしれません

一人で悩まず、まずはお電話ください。

●川崎市DV相談支援センター（電話相談窓口）●

電話：044-200-0845

相談日時：月～金曜 9:30～16:30（祝日、年末年始を除く）

※緊急時は最寄りの警察署・交番又は110番へ



こちらでも相談できます

市内の関連相談窓口	電話	相談日時（祝日・年末年始を除く）
女性のための総合相談 ハロー・ウィメンズ110番 （生き方、働き方、人間関係など）	044-811-8600	月～木曜 10:00～15:00 金曜 15:00～20:00 日曜 12:00～17:00
男性相談員による 男性のための電話相談 （生き方、働き方、人間関係など）	044-814-1080	毎週水曜 18:00～21:00
人権オンブズパーソン （男女平等にかかわる人権の侵害）	044-813-3111	月・水・金曜 13:00～19:00 土曜 9:00～15:00

神奈川県の関連相談窓口	電話	相談日時
女性への暴力相談 週末ホットライン	045-451-0740	土・日曜 17:00～21:00 祝日 9:00～21:00
男性のための相談 男性被害者の方の相談	0570-033-103	月～金曜 9:00～21:00 ※祝日は除く
男性のための相談 DVに悩む方の相談	0570-783-744	月・木曜 18:00～21:00 ※祝日は除く

第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（概要版）

令和2（2020）年2月

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

電話 044-200-2300 / FAX 044-200-3914 / メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp